



特集①

#コロナに負けるな #こころをひとつに

4月7日に新型コロナウイルス感染症の急速な拡大を踏まえ、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されました。

九重町では、2月28日に「九重町新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、国や県と情報を共有しながら対策を行っています。

なお、日々変化する状況への対応や最新情報については、九重町ホームページでお知らせしています。



◀新型コロナウイルス感染症の関連情報はトップページの緊急情報に一覧で掲載しています。



<https://www.town.kokonoe.oita.jp/>



【新型コロナウイルスに関する情報】 (随時更新中です)



◀新型コロナウイルスに関するお知らせ（九重町ホームページ）



◀新型コロナウイルスに関する中小企業・小規模事業者支援について

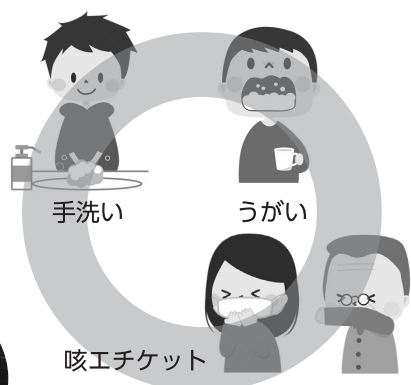


◀特別定額給付金（10万円）について
※28ページに掲載

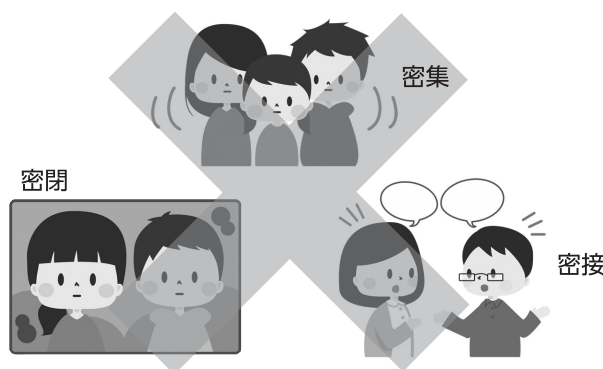


引き続き、「手洗い・うがい、咳エチケット」、 「三つの密（密閉・密集・密接）を避ける」へご協力ください

感染予防をする



三つの密（密閉・密集・密接）を避ける



消毒液がなくて困っている方へ

東飯田地区の八鹿酒造株式会社が、除菌・消毒に使用できる「酸性電解水」を無料で提供しています。酸性電解水は手荒れが少なく、安全で人にも環境にもやさしい殺菌消毒液です。

【提供可能日時】 ※変更になる場合もあります

●平日の営業日（土日・祝日除く）の9：00～17：00

【注意点】

●この消毒液は直射日光を避け、1週間程度使用できます。

●容器がありません。ご自身で容器をご持参ください。

はじめました!!
#ココのエール飯



新型コロナウイルスに負けない! ～地元消費で支え合いを～



今般の新型コロナウイルス感染症は、日本のみならず全世界で猛威を奮っており、長期間にわたり経済活動が停止する異常事態に見舞われています。九重町におきましても、町内事業者がかつてない厳しい経営環境に置かれており、地域が一丸となり支え合っていかなければ、この難局を乗り越えることはできません。

町内におきましては、「ココのエール飯」などの民間事業者主体の取組が始まっており、こうした取組を町内全域に広げ、支え合う機運を醸成していくことが重要です。

住民の皆様におかれましては、引き続き、感染拡大防止策を徹底していただくとともに、地域経済を下支えしていくために、テイクアウトやデリバリーなど地域の事業者が取り組む新たなサービスを積極的にご活用ください。また、地元消費を心がけ、地域経済の円滑な循環と雇用維持に対し、ご支援ご協力をお願いします。

町内でテイクアウトできる飲食店を九重町ホームページにてご紹介しています。
テイクアウトした際には、「#ココのエール飯」でSNSにどんどん投稿してください!



◀ 詳細はホームページをご確認ください。



4月30日に九重町商工会と九重町観光協会が日野町長に、5月8日に玖珠九重料飲組合が日野町長と土井議長に、新型コロナウイルスによる影響を受けている町内事業者への支援等の要望書を提出しました。



おうちでちょこトレ すきま時間にちびっとやっちみようばい!

ご自宅にいる時間も増え、皆さん運動不足を感じていませんか?

そんな運動不足解消に、昨年度、大分県西部保健所が作成した「ちょこトレ」で体を動かしてみたいはかがでしょうか。

「ちょこトレ」は、YouTubeで公開されており、動画を見ながらできるのでわかりやすい内容となっています。

若い世代への運動習慣の定着を目的に作成された運動プログラムですが、イスや壁等の身近なものでできるのでご自宅で気軽に始められます。ぜひ、すきま時間にご利用ください。

おうちでちょこトレ やっちみようばい!!

股関節と肩のストレッチ、両足上げ腹筋、お腹の運動、持久カトレニングなど、約1分30秒～約3分30秒の運動プログラムの動画が10本公開されています。



▲「ちょこトレ」
YouTube

☎ 大分県西部保健所 地域保健課 ☎0973-23-3133



つくってみよう！

作るなら今！

“おうち時間”でマイナンバーカード

平成28年度に始まったマイナンバーカード制度。今後は利用できる場面も増えていくよう、さまざまなサービスが計画されていますので、“おうち時間”につくってみませんか。



スマートフォンを使ったオンライン申請についてご紹介しますが、パソコンからもオンライン申請できます。また、郵便やまちなかの証明写真機からもマイナンバーカードの申請はできます。

スマホでオンライン申請してみよう！

①マイナンバーカード交付申請書を準備しましょう



②メールアドレス登録

スマートフォンのカメラで交付申請書のQRコードを読み取り、申請用WEBサイトにアクセスしてメールアドレスを登録します

- ・メール連絡用氏名
 - ・メールアドレス
- ※申請用ID（半角数字23桁）も必要ですが、QRコードを読み取る場合は自動入力されるため不要です

③顔写真登録

②で登録したメールアドレスに申請者専用WEBサイトが届くのでアクセスし、スマートフォンのカメラで撮影した顔写真を登録します

※あらかじめ撮影しなくても操作中に撮影することができます

④申請情報登録

その他、申請に必要な情報を入力します

- ・生年月日 ※必須
- ・氏名の点字表記希望有無
- ・電子証明書の発行希望有無

➡オンラインでの使用やマイキーID設定に「電子証明書」の搭載が必要です。④での申請の際または役場窓口でマイナンバーカードを受け取る際にパスワード設定をしてください。

申請完了！

登録したメールアドレス宛に申請が完了した旨のメールが届けば申請完了です。

注意！

マイナンバーカードの交付申請が込み合った場合、申請から交付までの期間が通常（約1ヵ月半）より長くなることが予想されます。早めに申請をしてください。

マイナンバーカードの詳しい申請方法はこちら▶



マイナンバーカードを持っていると、便利なことがあります！

本人確認書類になる

表には顔写真があるので対面の本人確認書類として、裏にはICチップがついているのでオンラインでの本人確認書類として使用できます。

マイナポイントで買い物

マイナンバーカードを利用した消費活性化策として、「マイナポイント」事業が始まります。

➡詳しくは5ページ

健康保険証になる

令和3年3月（予定）からスタート！ピッとかざすだけでOKなのでとっても便利に。



特別定額給付金で利用

マイナンバーカードをお持ちの方はオンラインで申請できます。

※マイナポータル「ピットリサーチ」に登録する必要があります。



マイナポイント事業って？ 一部ですが



正直わかりにくい……、についてご説明します！

●マイナポイント事業って？

マイナンバーカードを持っている人（※マイキーID設定が必要）が、民間のQRコード決済・スマホ決済にチャージしたり買い物をすると、国が「マイナポイント」としてポイントを上乗せする事業です。

●いくらポイントがもらえるの？

キャッシュレスで2万円のチャージまたは買い物をすると、5,000円分のマイナポイントがもらえます。（1人につき最大5,000円分まで）

●マイナポイントをもらう方法は？

マイナンバーカード取得後、マイキーIDを設定してください。マイキーID設定後に一定額を前払い等すると「マイナポイント」がもらえます。

重要！

※マイナポイント申込みをするためには、マイキーID設定を令和2年8月31日までにを行う必要があります。

[マイナポイントの申込期間]

令和2年7月～令和3年3月末まで


[マイナポイントの取得期間]

令和2年9月～令和3年3月末まで

※利用期限は民間キャッシュレス各事業者によって異なります

●マイナポイントはお金なの？

「マイナポイント」は設定したマイキーIDにより管理するポイントです。マイナポイントは民間キャッシュレス決済でお買い物等する際に利用できます。

➡マイナポイント申込みページから、利用する民間キャッシュレス決済サービスを1つ選んでください。現在登録されている（選ぶことができる）キャッシュレス決済サービスは、 からご確認ください。

●もっと詳しく聞いてみたいことがあるんですが・・・？

ご不明な点がございましたら、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

また、マイナンバーカードの申請補助、マイナポイントの予約補助（マイキーID設定）を住民課（役場1階）で行っています。


総務省のマイナポイント
についてのホームページ
(動画もご覧いただけます)



スマホでのQRコード決済や、オンラインショップでの買い物にマイナポイントの利用ができます。
※買い物にマイナンバーカードは使いません。

お買い物に利用

民間キャッシュレス
決済手段
(例：●●PAYなど)

前払い等のチャージ分 + 国による25%の
ポイント加算
プレミアム分
 **マイナポイント**

前払い等(チャージ)



マイナンバーカードを取得して、マイキーID設定(令和2年8月31日まで)、マイナポイントの申込みをします。

マイナポイントのイメージ

マイナンバー等に関するお問い合わせ先

▶ **マイナポイントについて**
企画調整課 ☎76-3807

▶ **マイナンバーカードの発行、
マイキーID設定支援について**
住民課 ☎76-3802

▶ **マイナポイントやマイナンバー制度全般について**
国のマイナンバー総合フリーダイヤル
☎0120-95-0178

[平日 午前9時30分～午後8時]
[土日祝 午前9時30分～午後5時30分]
※年末年始を除く